

もうかる誇れる産地づくり調査事業業務公募型プロポーザル
に関する質問に対する回答

令和5年6月26日
福島県農林企画課

	質問	回答
1	<p>・仕様書内記載「調査方法等」について記載されている調査に関しては、全て必須項目として実施しなければならない調査か。それとも与件を達成するために必要であれば実施するということか。</p> <p>また各調査における調査内容について、委託業務のどの領域に紐づいた調査を行うのかは、こちらで任意に設計して差し支えないか。</p>	<p>仕様書に記載のある項目はすべて実施することになります。</p> <p>また、各調査における調査内容について、委託業務のどの領域に紐づいた調査を行うのかは任意に設計し、ご提案いただいて差し支えございません。</p>
2	<p>・県北・もも「調査方法」のイについて対象となる量販店は受託側で調整するという認識で間違いはないか</p>	<p>対象となる量販店は仕様書に記載のある産地ワーキンググループにて受託者側の提案等を踏まえて決定する予定です。</p> <p>なお、調査に必要な量販店側との調整に関しては受託者側で行うことを想定しております。</p>